

法令の改正・通達等から

厚労省 個人事業者等の安全衛生対策を強化

「検討会報告書」を公表 ～省令等改正へ～

厚生労働省は、「個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会」の報告書を公表しました。
(令和5年10月27日)

従来、労働安全衛生法(「安衛法」)に基づき、主として雇用関係の下での労働者の安全衛生の確保を目的とする施策が講じられてきました。

一方、令和3年5月の「アスベスト訴訟」の最高裁判決で、安衛法第22条(有害物関係)の規定は、労働者以外の者も保護する趣旨であるとされ、これを踏まえて、安衛則、有規則等11の省令の改正が行われました。(令和4年4月公布)
本報告書は、前記以外に安衛法第20条(機械等の危険防止)などについて、個人事業者等に対する保護措置をまとめたもので、厚労省では、これに基づき省令等の改正を進めるとしています。主要改正検討事項は次のとおりです。

- ① 業務上災害(休業4日以上)の報告等Ⅱ注文中 災害発生場所の管理事業者等に監督署への報告を義務付ける。
- ② 特別教育の受講、設備の安全化等、安全衛生関係法令が定める労働者保護規定の対象を個人事業者等にも拡大する。(詳細は厚労省HPに)

厚労省「作業環境測定記録モデル様式」を改正

「個人サンプリング法」用の様式を追加等

厚生労働省は、「作業環境測定記録のモデル様式」を改正し、作業環境測定機関及び自社測定事業場に対しその使用の徹底を図るよう都道府県労働局長宛通達しました。(令和5年9月28日)

作業環境測定が適切・正確に実施されるよう、厚生労働省は、昭和57年に作業環境測定記録のモデル様式(以下「モデル様式」)を定めました。

令和5年4月の「作業環境測定基準及び第三管理区分に区分された場所に係る有機溶剤等の濃度の測定の方法等の一部を改正する告示」により、令和5年10月1日から個人サンプリング法の対象物質等に粉じん等が追加されました。今回の改正は、これを踏まえて個人サンプリング法用の様式を加える等、既存のモデル様式を改めたものです。改正後のモデル様式の構成は以下のとおりとなっています。

- ① 作業環境測定結果報告書(証明書)
 - ・ 特定化学物質、鉛、有機溶剤、石棉用ⅡB様式
 - ・ 個人サンプリング法用(粉じん用)ⅡC様式
 - ・ 個人サンプリング法用(特定化学物質、鉛、有機溶剤用)ⅡD様式 (詳細は厚労省HPに)
- ② 結果記録表
 - ・ 粉じん用ⅡA様式